職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年枚方市規則第15号)の一部を次のよう に改正する。

別表第6週5日以上又は週30時間以上の項中「10日」を「30日」に改め、同表4日の項中「7」 を「24」に改め、同表3日の項中「5」を「18」に改め、同表2日の項中「3」を「12」に改め、 同表1日の項中「1」を「6」に改める。

別表第7の2の表配偶者出産休暇の項中「以下この表」を「次項及び出生サポート休暇の項」に 改め、同表出生サポート休暇の項の次に次のように加える。

看護休暇

次の各号のいずれかに該当する場合 で、当該通年任用の会計年度任用職員 | 暇の単位と同一の単位を単 等以外に当該子の看護(予防接種又は|位として、次の各号に掲げ 健康診断を受けさせることを含む。) を行う者がないとき。

- (1) 通年任用の会計年度任用職員等 (1週間の勤務日数が3日以上であ 1(1) 次号及び第3号に掲げ る者又は週以外の期間によって勤務 日数が定められる者で、1年間の勤 務日数が121日以上であるものに限 る。以下この項及び次項において同 じ。) の養育する小学校就学の始期 に達するまでの子が負傷し、又は疾 病にかかったとき。
- (2) 通年任用の会計年度任用職員等の 養育する小学校に在学する子が感染 |(2) 勤務日数が週4日又は 症にかかり、学校保健安全法第19条 の規定により出席を停止させられた とき。
- (3) 通年任用の会計年度任用職員等の 子(小学校就学の始期に達するまで の子及び小学校に在学する子に限 る。) が医療機関に入院し、当該子 の看護を必要とするとき。
- (4) 通年任用の会計年度任用職員等の (3) 勤務日数が週3日又は 養育する小学校就学の始期に達する までの子に予防接種又は健康診断を 受けさせるとき。

11年度につき、年次有給休 る通年任用の会計年度任用 職員等の区分に応じ当該各 号に定める期間

- る通年任用の会計年度任 用職員等以外の通年任用 の会計年度任用職員等 7日 (通年任用の会計年 度任用職員等の養育する 小学校就学の始期に達す るまでの子が2人以上の 場合にあっては、10日)
- 年169日以上216日以下の 通年任用の会計年度任用 職員等 5.5日 (通年任 用の会計年度任用職員等 の養育する小学校就学の 始期に達するまでの子が 2人以上の場合にあって は、8日)
- 年121日以上168日以下の 通年任用の会計年度任用 職員等 4日(通年任用 の会計年度任用職員等の 養育する小学校就学の始

		期に達するまでの子が2
		人以上の場合にあって
		は、6月)
短期介護休暇	要介護者の介護、要介護者の通院の付	1年度につき、年次有給休
	添い、要介護者が介護サービスの提供	暇の単位と同一の単位を単
	を受けるために必要な手続の代行その	位として、次の各号に掲げ
	他の要介護者の必要な世話を行う通年	る通年任用の会計年度任用
	任用の会計年度任用職員等が当該世話	職員等の区分に応じ当該各
	を行う場合	号に定める期間
		(1) 次号及び第3号に掲げ
		る通年任用の会計年度任
		用職員等以外の通年任用
		の会計年度任用職員等
		5日(要介護者が2人以
		上の場合にあっては、10
		日)
		(2) 勤務日数が週4日又は
		年169日以上216日以下の
		通年任用の会計年度任用
		職員等 4日(要介護者
		が2人以上の場合にあっ
		ては、8日)
		(3) 勤務日数が週3日又は
		年121日以上168日以下の
		通年任用の会計年度任用
		職員等 3日(要介護者
		が2人以上の場合にあっ
		ては、6日)

別表第8の1の表中

次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該通年 任用の会計年度任用職員等以外に当該子の看護(予防接 種又は健康診断を受けさせることを含む。)を行う者が ないとき。

- (1) 通年任用の会計年度任用職員等(1週間の勤務日数が3日以上であるもの、週以外の期間によって勤務日数が定められるもので、1年間の勤務日数が121日以上であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の養育する小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、又は疾病にかかったとき。
- (2) 通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校に在学する子が感染症にかかり、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止させられたとき。
- (3) 通年任用の会計年度任用職員等の子(小学校就学の始期に達するまでの子及び小学校に在学する子に限る。)が医療機関に入院し、当該子の看護を必要とするとき。
- (4) 通年任用の会計年度任用職員等の養育する小学校 就学の始期に達するまでの子に予防接種又は健康診 断を受けさせるとき。

要介護者の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が 介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行そ の他の要介護者の必要な世話を行う通年任用の会計年度 任用職員等が当該世話を行う場合

女性の通年任用の会計年度任用職員等が生後1年に達し ない幼児を育てる場合 1年度につき1日又は30分を 単位として5日(通年任用の 会計年度任用職員等の養育す る小学校就学の始期に達する までの子が2人以上の場合に あっては、10日)

1年度につき1日又は30分を 単位として、5日(対象家族 が2人以上の場合にあって は、10日)

1日につき2回それぞれ30分

を

<u>т</u> г

> 女性の通年任用の会計年度任用職員等が生後1年に達し ない幼児を育てる場合

1日につき2回それぞれ30分

に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。